

21修理第522号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称 京西テクノス株式会社

事業所の
所 在 地 東京都多摩市愛宕4-25-2

事業所の
名 称 京西テクノス株式会社

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第1号の区分

許可の有効期間 平成21年5月22日から
平成26年5月21日まで

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

平成21年5月22日

農林水産大臣 石破 茂

